

報告書

天明 伸浩

私は、疎甲 7 1、同 8 5 の陳述書を作成した有機農業者ですが、去る 8 月 24 日と 30 日に、2 回、今回の GM イネの実験圃場の現地調査・周辺農家の圃場調査を行い、本裁判の中心的な争点である 花粉飛散防止と ディフェンシン耐性菌の伝播について、いくつか問題点が明らかになりましたので、ご報告させていただきます。

1. 調査方法

実験圃場の現地調査は、事前に北陸研究センター（以下、債務者という）に申し入れた上で行いました。実験圃場内は関係者以外立ち入り禁止のため、債務者職員（矢頭氏）にカメラを渡し、撮影をお願いしました。

- ・ 8 / 24 調査担当：安藤・天明（以上、上越有機農業研究会）
- ・ 8 / 30 調査担当：青木・佐藤・山田（以上、債権者） 長谷川・小山（以上、総合生協） 天明

2. 写真説明

8 月 24 日に撮影した別紙の写真と前回裁判所に提出した 8 月 30 日撮影の疎甲 1 0 1 の証拠写真について、ここでは 花粉飛散防止と ディフェンシン耐性菌の伝播について、重要な問題となるものを取りあげ、説明を補足させていただきます。

花粉飛散防止について

(1) 花粉飛散防止のためイネに被せたパラフィン袋の破損について

8 月 30 日撮影の疎甲 1 0 1 の写真について

- ・ 写真 56 - 写真中央に、袋に傷がつき、穴が開いている（該当箇所を赤丸で表示した別紙 1 参照）。
- ・ 写真 57 - 袋からイネの葉が飛び出している。（写真左および最下段の袋。）袋が破れ穴が開いている。（写真右。以上、同じく別紙 1 参照）

- ・ 写真 59 - 袋が裂けて中からイネが飛び出している。(写真左端を初め、至るところ。同じく別紙 1 参照)

(2) GM イネの開花と周辺農家のイネの開花が重なっていたことについて

- ・ 別紙 2 の写真

8 月 24 日、本件圃場に隣接した周辺農家の圃場でもイネが開花していた様子を撮影したもの(日付の証明のため、24 日の新聞を持参して撮影)。さらに、まだ開花が始まっていないものも確認することができた。

一方、債務者の主張では、「本件 GM イネの予想開花時期が 8 月 21 日から 9 月 3 日ごろ」(原決定 8 頁下から 4 行目)であり、周辺農家のイネと開花期が重なっていたことが明らかである。

ちなみに、予想開花時期(=出穂期)とは、たくさんあるイネの穂のうち、全体の穂のおよそ 5 割が開花状態になったとき出穂期に入ったとされる。したがって、中にはそれより早く開花が始まっている穂も当然ある。予想開花時期(=出穂期)が 21 日からであれば、すべての穂のうち開花が早く始まったものは 19 日ごろからであり、その意味でも、「本件圃場に近隣する一般イネの予想開花時期は 8 月 7 日から同月 20 日ごろ」(原決定 8 頁下から 5 行目)と開花時期が重なっていたことが明らかである。

(3) GM イネ実験区内で二番穂が発生していたことについて

8 月 30 日撮影の疎甲 1 0 1 の写真について

- ・ 写真 19、41 (別紙 3 参照)

8 月 30 日、債務者の GM イネの実験圃場のうち、既に刈り取りが済んだイモチ病接種検定区内で二番穂が発生し放置されていた様子を撮影したもの(二番穂：一度刈り取った後でも株元から再び成長し、二回目の穂がつくこと)。

穂は、穎が開き中から葯が飛び出し花粉が漏出していた。二番穂は実験区内のあちこちで発生していた。「GM イネの二番穂ではないのか」と職員に質したところ、正確な確認をせずに「GM イネではないイネの二番穂だ」と説明した。

ディフェンシン耐性菌の伝播について

(4) GM イネ実験圃場の排水について

8月30日撮影の疎甲101の写真について

- ・ 写真16、51（別紙4参照）
- ・ 別紙4の写真

ディフェンシン耐性菌の流出・伝播という観点から、GM イネ実験圃場内の水が、最後どのように外部に排出されるか確認をした。職員から、実験圃場内の水は、外部にそのまま流していると説明を聞いた。

3. 問題点の指摘

(1)、花粉飛散防止

ア、これらの写真を、疎甲95の陳述書の作成者である前筑波大学教授の生井兵治先生に見ていただいたところ、花粉飛散防止策について、

「写真付きのセンター訪問報告有難うございます。

穴あきパラフィン紙袋など、思ったとおりの状況ですね。

裁判での彼らの主張は、この一見だけでも分かる通り、実験進行が第一優先で、ひどすぎます。

新たな写真も有難うございました。

いずれにしても、笑い話にもなりませんね。

前便で、『実験進行が第一優先で、ひどすぎます。』とか、

『笑い話にもなりません。』と書いた意味は、

物理的隔離も距離的隔離も有名無実という私の感想でした。

ほんとにひどすぎますね。」

とメールでおっしゃっておりました。

イ、一方、実験過程を随時適正に公開していると債務者が主張する、ホームページの内容を、今回調査を行った私たち自身で確認したところ、イネにパラフィン袋が被せてある写真は、袋に傷一つないきれいな状態で写されたもので、上記に報告しました、傷や穴が無数にある現場の実際の状況とまったく異なっ

ていました。

たしかに、債務者の職員に撮影してもらった写真では、穴の大きさはそれほど大きくは見えません。ですが、穴が小さいからといって、見過ごすことはできません。小さくとも、穴があったこと自体が重大なのです。

なぜなら、仮にここで、穴がわずか、 $1\text{cm} \times 1\text{cm} = 1\text{cm}^2$ であったとします。イネの花粉の大きさは直径 $0.04\text{ mm} \sim 0.02\text{ mm}$ です。 1cm^2 の穴は、直径 0.04 mm の花粉にとって、約 8 万倍の大きさ、また、直径 0.02 mm の花粉にとっては、約 30 万倍もの大きさだからです。

果たして、「すべての観点において安全性を実現すべく完全な対策を実施している」と主張する債務者は、本当に「完全」な対策を行っているといえるのでしょうか？ 微細な花粉を一粒たりとも漏れ出さないような対策が、本当に実現されているのでしょうか？

ウ、次の問題点は、前記(2)で述べたように、GM イネと一般イネの開花期が実際には重なってしまっていたということです。これにより、債務者が当初、「周辺農家とは田植えの時期をずらすので、開花時期は重ならない」と主張したことも、現実には不可能であったことが明らかです。

本来、債務者には、つねに周辺農家のイネの生育状況に注意を払いながら実験を遂行するという、社会的責務があるはずで、室内 GM 実験と野外 GM 実験とでは、周辺農家に対する危険性が格段に違うからです。周辺のイネは、簡単にひと括りできるような開花時期を示しません。それは、それぞれのイネが、個々の農家の自由な栽培管理のもと、自然の天候に左右されながら育つものだからです。そのことを十分わきまえた上で、周辺イネの開花（特に開花終了）について、最後の一粒まで見落とさずに確認を行うのが、より現実に即した「時間的隔離」の方法だと考えます。

その際、周辺農家のイネの開花終了ばかりでなく、実験中の GM イネの開花終了についても厳密に調査する必要があります。債務者は、9月5日に GM イネの開花終了を確認したと公表しています。しかしこれが本当に真実かどうか、750 株、すべての稲穂について、一粒も漏らさず証拠写真なり、映像で示すなりして、いま開花中のものも、これから花が咲く予定のものも、一切ないのだということを、債権者はじめこの事態を注視する一般市民に広く公開して

いただきたいほどなのです。

なぜなら、真っ白いシートを被ったテントのなかには、私たち市民には確認のしようがなく、花粉とは、0.04 mm～0.02 mmの大きさしかなくとも、生命力さえあれば、たった一粒でも受粉するに十分なものだからです。

「情報公開している」という債務者のホームページには、一つの穴もないきれいなパラフィン紙をイネに被せた写真が載せられ、

「8月22日(月) 出穂期

8月30日(火) 開花期終期を迎えています。

9月5日(月) イネの開花終了を確認しましたのでパラフィン紙の袋を取り外しました。」

と書かれてあるだけです。出穂期の写真、開花終了の写真はもちろん、パラフィン紙をはずして調査を行っている様子も一切示されていません。これでは、秘密に行われているといわれても仕方がないでしょう。このような債務者の態度に、私たち生産者・消費者はとても満足できません。

エ、その他、前記(3)で指摘したとおり、GM 実験区内のあちこちで二番穂を確認しました。しかもその稲穂から、雄しべまで出ているのを確認しました。債務者職員は、「あれは GM イネではない」と言いましたが、花粉一粒が持つ交雑の危険性に対し、十分感度を高めれば、紛らわしいものをあのようなかたちで放置することなどできないはずです。調査のあと、参加者から、「GM イネの二番穂が一株も混ざっていないとなぜ明確に分るのか?どのように確認したのか?」と疑問が出ました。証拠を示していただきたいところです。

(2)、ディフェンシン耐性菌の問題

さらに、前記(4)で述べたとおり、ディフェンシン耐性菌の伝播について耐性菌の流出に何も対策が講じられておらず、これだけ耐性菌の問題が争点となっているのに債務者にまったく危機感が無いことに、参加者より不安の声が出ていました。

以上、問題点を指摘しましたとおり、「万全の対策を講じている」と自認する債務者の主張と、現場の実際の状況はあまりにも食い違っております。それ

でも実験が続けられていることに生産者・消費者は以前にも増して強い危機感を感じております。

ちなみに、先の新潟地方裁判所高田支部の決定でも、本件の野外実験に関する情報について、そのうち、花粉飛散防止とディフェンシン耐性菌の問題については「特に」と断り書きをつけて、「今後とも、生産者や消費者に的確に情報提供をしたり説明をすることにより、本件 GM イネに対する不安感や不信感等を払拭するよう努めていく責任があり」(原決定 24 頁 1 行目以下)と債務者の説明責任を認めておりました。

ところが、8 月 30 日、債権者と生産者・消費者の団体「新潟県の米と自然を守る連絡会」より、債務者に対し、それぞれ、情報公開を求める申入書(疎甲 103)と情報開示を求める公開質問状(疎甲 104)を提出し、回答を求めましたが(その申入れの様子は、疎甲 101 の写真 12 と 13 にあります)、9 月 8 日に届いた債務者からの回答によりますと、ディフェンシン耐性菌の問題については、

「ディフェンシン耐性菌の発生については、今回の実験の目的ではなく、調査する予定はない」

という回答でした(疎甲 105・106)。

しかし、原決定は、ディフェンシン耐性菌の発生について、「本件野外実験の過程で、耐性菌が飛躍的に増加」することを裏付ける疎明資料はないと判断しただけでして、

「本件野外実験の過程で、債権者らの主張するように、本件圃場内にディフェンシン耐性菌が出現する可能性があるとしても、」(21 頁 2 行目以下)

とその発生の可能性を認めています。そして、原決定が見落としてしまった微生物の特質である「短期間に爆発的に増殖する性質」(疎甲 99 の木暮陳述書 9 頁・11 頁参照)のことを考えますと、耐性菌は 1 匹出現するだけで、それが大いに増殖する可能性があり、「耐性菌が飛躍的に増加」してしまうことは容易に可能です。

にもかかわらず、債務者はディフェンシン耐性菌の発生について、現在までのみならず、今度とも何も調査しないと回答してきたのです、たった 1 匹の耐性菌の出現でも飛躍的に増加する恐れがあるとき、これは、私たち生産者や消費者を、とてつもない不安感や不信感に落とし入れるものです。これは紛れもな

い現実的な精神的苦痛です。その意味で、債務者の今回の態度は、原決定がいみじくも指摘されたような

「仮にも、上記の情報公開等が円滑に行われず、いたずらに生産者や消費者の不安感等を助長するような事態を招き、その結果、農業等を行う上で具体的な損害ないし支障が生ずるような状況に立ち至ったときには、本件野外実験の差止めを求められてもやむを得ないものというべきである。」(24 頁ラスト)

に該当するのではないのでしょうか。

4、まとめ

最後に、今まで債務者が実験を行ううえで周囲の理解を得るために地域住民や関係機関に実験の説明を繰り返し行ってきました。多くの人はその説明が科学的な事実に基づいて正確に情報を伝え、誠実に交雑防止・危機管理などを実行すると考えて実験を了承してきました。また新潟地方裁判所高田支部での仮処分申請においても債務者が説明してきたことを信用して「差し止め」には至らないと判断を下しました。

しかし、今回、現地調査を行ってみると、その説明とはあまりに異なる状況を目にすることになりました。

このような状況で実験を続行することは今まで説明を受けてきた地域住民、関係機関、さらには司法を侮辱するものと考えられます。さらに法廷で述べたことはその場限りで、責任を一切持たないとするならばどのような空理空論を述べてでも実験を行えることになります。言葉が軽くなっている昨今ですが、司法の場で述べる言葉までそのようなものになってしまえば、この世に正義を実現することは不可能になってしまいます。

つきましては 1 日も早くこの実験を中止されることを願います。

以 上